

契 約 書

画像診断の撮影業務（以下、「本件業務」という。）について、（以下「甲」という）と
医療法人社団善仁会小山記念病院 理事長 小山典宏（以下「乙」という）との間に次のとおり契約を締結する。

（契約の成立）

第1条 甲は、本件業務を委託し、乙はこれを承諾した。

（委託方法）

- 第2条
- 1 甲は、本件業務を委託するときは、乙に対し、事前に人数等を報告するものとする。
 - 2 乙は、前項の報告に基づき、実施人数及び時間等を調整したうえで、甲に報告する。
 - 3 甲乙間にて実施内容につき合意したのちに、本件業務を実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づき乙が実施した本件業務に関し、乙が甲に対し請求する費用の額（以下「委託料」という）は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額（ただし、撮影料のみとする）の算定方法に定める所定点数において1点10円として算定した額とする。

（支払方法）

- 第4条
- 1 乙は前条により算定した毎月分の委託料を、1ヶ月毎にとりまとめたうえで甲に対し請求する。
 - 2 甲は乙に対し、甲が前項の請求を受けた日より起算して10日以内に、委託料を支払う。

（契約期間）

第5条 本契約期間は、年 月 日より年 月 日までの1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から別段の意思表示がないときは、自動的に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（契約の解除）

- 第6条
- 1 甲が、次の各号の一に該当した場合、乙はただちに本契約を解除することができる。
 - ① 委託料の支払の履行を遅滞したとき。
 - ② 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - ③ 他の債務につき、競売、破産、民事再生、会社更生の申立があったとき。
 - ④ 他の債務につき、仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。
 - 2 乙が前項による解除をした場合、甲は乙に対し、直ちに委託料の残額を一括にて支払う義務を負う。

（その他の事項）

第7条 この契約に定めない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（合意管轄）

第7条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、乙の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所にすることに同意する。

契 約 書

本契約書の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所 茨城県鹿嶋市厨五丁目1番地2

氏 名 医療法人社団善仁会小山記念病院

理事長 小山 典宏 印